

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月26日

長野県知事 殿

提出者

住 所 長野県茅野市ちの横内 2799-1

氏 名 株式会社ヤマウラ 諏訪支店

支店長 保科 文隆

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0266-73-9171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤマウラ 諏訪支店
事業場の所在地	長野県茅野市ちの横内 2799-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	06 総合工事業
②事 業 の 規 模	元請完成工事高 44億円
③従 業 員 数	18名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・発生材の分別処理 資源として活用できるように、分別の実施をする ・再生利用 再生利用できるものは、再生利用する 		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生材の分別処理、及び再生利用には継続して取り組みます ・現場別に排出目標を設定して、排出量の抑制に取り組みます 述床面積1m²当たり、戸建住宅は8cm（標準タイプで約10m³） B Rマッシュンは5cmを目標値とする ・資材のプレカット化等を推進し、排出量を抑制します 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリート、金属くず、がれき類 木くず、紙くず、建設混合廃棄物、繊維くず、等
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上
②計画	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
【前年度（令和6年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
①現状		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
②計画		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
【前年度（令和6年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
自ら中間処理により減量 した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
①現状		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量 する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
②計画		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
①現状	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
①現状	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するため、ISO14001の規程に従って管理体制・教育訓練・情報公開等を行っております ・委託する処理業者は、許可のある業者とし、又違法処理を行う恐れのない業者を選択する 			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
②計画		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・継続して産業廃棄物の適正処理を確保すると共に、行政の環境施策に協力する 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ・廃プラスチック類
再生処理業者へ委託→原料として再資源化
- ・木くず
再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化
- ・がれき類
再生処理業者へ委託→再生碎石として再資源化
- ・金属くず
再生処理業者へ委託→再生原料として再資源化
- ・ガラ陶
再生処理業者へ委託→再生原料として再資源化全処理委託

別添2 管理体制図

本社 : 技術本部
↓
支店統括責任者 : 支店長1名
↓
支店実施責任者 : 工事長1名
↓
支店実施担当者 : 現場代理人 16名

別紙1

令和7年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

单位:t

実績: 前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量	処理の委託												
			自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量			全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量				
			自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量			中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先が別らの業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）への処理委託量		
			①	②+⑧	⑤	⑦		③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲		
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
法律	1 燃え殻																			
	2 汚泥																			
	3 廃油																			
	4 廃酸																			
	5 廃アルカリ																			
	6 廃プラスチック類	43.65	39.29	—	—	—	—	—	—	43.65	39.29	0.00	0.00	43.65	39.29	0.00	0.00	0.00		
政令	1 紙くず	2.50	2.25	—	—	—	—	—	—	2.50	2.25	0.00	0.00	2.50	2.25	0.00	0.00	0.00		
	2 木くず	70.68	63.61	—	—	—	—	—	—	70.68	63.61	0.00	0.00	70.68	63.61	0.00	0.00	0.00		
	3 繊維くず	0.02	0.02	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00		
	4 動植物性残さ																			
	5 ゴムくず																			
	6 金属くず	39.10	35.19	—	—	—	—	—	—	39.10	35.19	0.00	0.00	39.10	35.19	0.00	0.00	0.00		
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	31.11	28.00	—	—	—	—	—	—	31.11	28.00	0.00	0.00	31.11	28.00	0.00	0.00	0.00		
	8 鉛さい																			
	9 がれき類	918.34	826.51	—	—	—	—	—	—	918.34	826.51	0.00	0.00	705.22	634.70	0.00	0.00	0.00		
	10 家畜ふん尿																			
	11 家畜の死体																			
	12 動物系固形不要物																			
	13 ばいじん																			
	14 処分するために処理したもの																			
建設混合廃棄物		54.29	48.86	—	—	—	—	—	—	54.29	48.86	0.00	0.00	54.29	48.86	0.00	0.00	0.00		
石綿含有産業廃棄物		0.31	0.28	—	—	—	—	—	—	0.31	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
合 計		1,160.00	1,044.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,160.00	1,044.01	0.00	0.00	946.57	851.92	0.00	0.00	0.00		

※ 総排出量 = 自ら再生利用を行った (行う) 量 + 自ら中間処理により減量した (する) 量 + 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った (行う) 量 + 全処理委託量

者以外の熱 者への処理
設設置者以 行っている 焼却処理委
④ 計画
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00
0.00